

市会議第 2 号

京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 6 月 2 日提出

提出者 市会運営委員会委員長 津田 大三

京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例
京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

京都市会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例
第 1 条中「支給する議員報酬」の右に「及び期末手当」を加える。
第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(期末手当の額の特例)

第 3 条 令和 2 年 6 月に支給する市会の議長、副議長及び議員の期末手当の額は、条例の規定にかかわらず、条例の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から、当該額に 100 分の 15 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市会議員の期末手当の額の特例措置を講じる必要があるので提案する。